

健康診断についての諸注意

1 検査項目

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長、体重、視力及び聴力（1,000 ヘルツ及び 4,000 ヘルツの音に係る聴力）の検査
- (4) 胸部エックス線検査
- (5) 血圧の測定
- (6) 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）
- (7) 肝機能検査（G O T, G P T 及び γ -G T P の検査）
- (8) 血中脂質検査（L D L コレステロール、H D L コレステロール及び血清トリグリセライド量の検査）
- (9) 血糖検査
- (10) 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- (11) 心電図検査

2 検査機関

上記診断のできる病院等

(注意)

1. 「1 検査項目」は、「労働安全衛生規則」第43条（雇入時の健康診断）に示されている項目に準じたものになっています。
2. 提出様式は、診断を受けた病院等が発行する健康診断票で結構です。

※ 参考

労働安全衛生規則

(昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号)

(雇入時の健康診断)

第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。
次条第一項第三号において同じ。)の検査
- 四 胸部エックス線検査
- 五 血圧の測定
- 六 血色素量及び赤血球数の検査(次条第一項第六号において「貧血検査」という。)
- 七 血清グルタミックオキサロアセチクトransアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビックtransアミナーゼ(GPT)及びガンマグルタミルtransペプチダーゼ(γ -GTP)の検査(次条第一項第七号において「肝機能検査」という。)
- 八 低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査(次条第一項第八号において「血中脂質検査」という。)
- 九 血糖検査
- 十 尿中の糖及び蛋白の有無の検査(次条第一項第十号において「尿検査」という。)
- 十一 心電図検査